

## 根抵当権の極度額の変更 宅建 H12-05-2 <<#595>>

【問】 正誤をつけよ。

根抵当権の極度額は、いったん登記がされた後は、後順位担保権者その他の利害関係者の承諾を得た場合でも、増額することはできない。

【答え】 誤り

### <<ポイント>> 根抵当権の極度額の変更 【発展知識】

根抵当権の極度額の変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができない。（民法 398 条の 5）

#### ※ 極度額の変更

- ・極度額が登記された後でも、変更できる
- ・利害関係を有する者の承諾が必要  
ex. 増額変更 ⇒ 後順位抵当権者の承諾
- ・元本確定の前でも、後でも、極度額の変更はできる
- ・極度額の変更の登記をしなければ、その効力を生じない